

## 門徒条例

(一九九一年六月二十九日  
条例公示第二十二号)

### 改正

- ①一九九七・六・一三条例公示六  
②二〇〇〇・六・二七条例公示一二  
③二〇〇五・六・二八条例公示一一

### (定義)

第一条 本派に帰依し、寺院又は教会に所属して教法を聞信する者であつて、門徒名簿に登載された者を本派の門徒という。

### (任務等)

第二条 門徒は、帰向の誠を表わすため帰敬式を受けるものとし、真宗本廟に帰敬し、聞法に心がけ、宗門及び寺院、教会の護持興隆に努めなければならない。

2 帰敬式を受けた者には、法名を授ける。

### (門徒名簿)

第三条 門徒は、その属する寺院又は教会の門徒名簿にこれを登録することを要する。

### (所属移転)

第四条 門徒が他の寺院の門徒になろうとするときは、双方の

寺院住職の承認及び双方の寺院の総代の同意を得なければならない。

### (名簿の削除)

第五条 門徒であつて次の各号の一に該当するときは、住職又は教会主管者は総代の同意を得て、これを名簿から除くことができる。ただし、別院については、輪番が常議員会の同意を得て、これを行うものとする。

一 教義について異説を主張し改めないとき。

二 住職又は教会主管者の職務を故意に妨げたとき。

三 門徒の責務を果さないとき。

四 寺院又は教会の秩序をみだしたとき。

2 前項について異議の申立のあつた場合において、宗務総長は、審査の上不当を認めるときはその処置を取消することができる。

### (総代の選定)

第六条 門徒は、その責務を完うし衆望の帰するものに就いて総代を選定しなければならない。

### (総代の任期)

第七条 総代の任期は、三年とする。ただし、再任を妨げない。

### (総代届)

第八条 住職又は教会主管者は、総代の就任、退任及び死亡を

遅滞なく教務所長を経て宗務総長に届け出なければならぬ。

(総代の欠格)

第九条 次の各号の一に該当する者は、総代とすることができ

ない。

一 未成年者

二 成年被後見人又は被保佐人でその取消しを得ない者

三 破産手続開始の決定を受け復権を得ない者又は破産の宣

告を受け復権を得ない者

四 はく奪公権者及び停止公権者

(別院の特例)

第十条 第六条から前条の総代に関する規定は、別院条例第五

十条の二の規定に基づき総代を置く別院について適用し、こ

の場合、第八条に規定する「住職又は教会主管者」は、「輪番」

と読み替えるものとする。

(礼遇)

第十一条 門徒であつて功労のある者には、別に定めるところ

により礼遇を与えることができる。

附則

1 この条例は、一九九一年七月一日から施行する。

2 一九九一年六月三十日現在、従前の規定による帰敬式及びその法名並びに門徒名簿は、それぞれこの条例によるものとみなす。

3 一九九一年六月三十日現在、就任していた総代は、この条例により選定されたものとみなし、その任期は、それぞれ従前就任の日から起算するものとする。

4 一九九一年六月三十日現在、従前の規定による礼遇は、この条例による礼遇とみなす。

附則 (一九九七年六月一三日条例公示第六号) 抄

この条例は、公示の日から施行する。

附則 (二〇〇〇年六月二七日条例公示第一二号)

この条例は、公示の日から施行する。

附則 (二〇〇五年六月二八日条例公示第一一号) 抄  
この条例は、二〇〇五年七月一日から施行する。